

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人千葉県公認心理師協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を千葉市中央区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、本会は、千葉県内の公認心理師及び臨床心理士相互の連携を密にし、公認心理師及び臨床心理士の資質と技能の向上を図り、もって人々の心の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 心の健康と福祉の増進に関する諸事業
- (2) 会員の資質向上に資する研修会等の開催
- (3) 会報の発行及びホームページの運用その他各種情報の提供に関する事業
- (4) 関連諸団体との連携及び協力に関する事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員及び代議員

(法人の構成員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 「公認心理師法」に基づき公認心理師登録簿への登録を受けた者、又は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「認定協会」という。）の認定する「臨床心理士」であって、千葉県内に在住又は通勤する者のうち、理事会が別に定める手続きによって入会した者
  - (2) 準会員 「公認心理師」試験、若しくは認定協会の「臨床心理士」資格認定試験の受験予定者であって、心理支援に関わる職に携わり、かつ、千葉県内に在住、通勤又は在学する者のうち、理事会が別に定める手続きによって入会した者
  - (3) 通信会員 「公認心理師法」に基づき公認心理師登録簿への登録を受けた者、又は認定協会の認定する「臨床心理士」であって、①～③のいずれかを満たし、理事会が別に定める手続きによって本会からの情報提供を承認された者
    - ① 他県の公認心理師協会若しくは臨床心理士会、又はそれに準ずる団体の会員
    - ② 海外に在住する者
    - ③ 翌年度千葉県在住あるいは通勤予定の者であって、翌年度本会に正会員として入会する意思のある者
- 2 前項に規定する正会員概ね20名の中から1名の割合によって選出される代議員をもって本会の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員をいう。以下同じ。）とする。
  - 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。
  - 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙の候補者となる。
  - 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
  - 6 第3項の代議員選挙は、4年に1度、1月から3月までの間に投票及び開票を実施することとし、代議員の任期は、選任後4年目に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が、任期満了に伴う代議員選挙において再選されない場合であっても、代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び理事又は監事の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（ただし、当該代議員は、理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しない

こととする。)

- 7 代議員に欠員が生じた場合は、補欠の代議員の選任を行う。選任を行うために必要な規程は理事会において定める。
- 8 補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。
  - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
  - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
  - (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
  - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
  - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使記録の閲覧等)
  - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
  - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
  - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約書等の閲覧等)

(入会)

第6条 本会の目的に賛同し、会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める規程に基づき入会申込書を会長に提出して、その承認を受けなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める規程に基づき退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。ただし、その会員の除名が総会の議題に挙がっている間は退会できない。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、代議員会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該代議員会開催日の一週間前までに当該会員に通知し、かつ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(資格喪失)

第9条 前2条の場合のほか、正会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (2) 公認心理師の登録、又は臨床心理士資格のいずれも有しない状態となったとき
- (3) 総代議員が同意したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき

(権利)

第10条 会員は、本会が主催する諸事業及び諸活動へ参加することができる。

- 2 会員は、本会が発行する会報等の出版物の配布を受けることができる。
- 3 通信会員は、第1項の規定にかかわらず、前項に定める会報等の購読のみでできるものとする。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(義務)

第11条 会員は、法人法第27条に定める経費に充てるため、代議員会で定める入会金及び会費を納めなければならない。

- 2 会員は、本会の定める倫理綱領を遵守しなければならない。倫理綱領の遵守をはかるために必要な規程は理事会において定める。

## 第4章 代議員会

(構成)

第12条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 前項の代議員会をもって法人法に規定する社員総会とする。

(権限)

第13条 代議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任

- (4) 役員の報酬等の額及び役員の報酬等の支給基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第14条 代議員会は、定時代議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時代議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 代議員会の議長は、その代議員会において出席した代議員の中から選任する。

(議決権)

第17条 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の正会員を代理人としてその議決権を代理行使させることができる。この場合においては、前条の規定の適用については代議員会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は代議員が代議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき代議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の代議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを理事会において定めるものとし、第14条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第21条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録署名人は議長のほか2名とし、会議の始めに、議長が会議に諮ってこれを定める。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 本会に会長1名、副会長1名、事務局長1名を置く。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 役員は、代議員会の決議によって代議員の中から選任する。ただし、監事は、代議員以外の正会員又は有識者の中からも選任することができる。

- 2 会長、副会長及び事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事と監事は相互に兼ねることはできない。

(役員職務及び権限)

第24条 本会の役員は、各々次の職務を遂行する。

- (1) 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。
  - (2) 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を執行する。
  - (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。
  - (4) 事務局長は、事務局を統括する。
  - (5) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 2 会長、副会長及び理事会において本会の業務を執行する理事として選定された者は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。
  - 4 第22条に定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、代議員会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第27条 役員に対して、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員は、その職務執行において必要な実費弁償を受けることができる。

損害賠償責任の免除

第28条 法人法第112条の規定については、社員を正会員と読み替えて適用する。

(理事会による損害賠償責任の免除)

第29条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び事務局長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集するものとする。

- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が、その提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法人法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

- 2 理事会に出席した会長及び副会長並びに監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会への報告の省略)

第35条 理事又は監事が役員の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告する

ことを要しない。

2 前項の規定は、第24条第2項に規定する報告については、適用しない。

## 第7章 資産及び会計

(剰余金の処分制限)

第36条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時代議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款、会員名簿及び代議員名簿については主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿、会員名簿及び代議員名簿の記載事項のうち、個人の住所については、一般の閲覧に供しないものとする。

5 貸借対照表は、定時代議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 本定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局、委員会

(事務局)

第44条 本会に事務局を置く。

- 2 前項の事務局には所要の職員を置く。
- 3 前項の職員は、会長が選任及び解任する。
- 4 第1項の事務局は、本会の事務を処理する。
- 5 第1項の事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

(委員会)

第45条 本会の目的を達成するため、理事会の決議に基づき必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、正会員の中から理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 委員会には委員長を置き、会長が理事の中から選任し、解任をする。
- 4 委員会は、理事会の決議に従って本会の会務を遂行し、その結果を理事会に報告する。

## 第11章 雑則

(規程及び細則)

第46条 本会の運営及び本定款の施行に必要な規程又は細則は、本定款に別に定めがある場合を除き、理事会の決議によりこれを定めることができる。

## 第12章 附則

(設立当初の主たる事務所の所在場所)

第47条 本会の設立当初の主たる事務所の所在場所については、千葉市中央区本千葉町10番23号とする。

(設立時の代議員及び会員)

第48条 本会の設立時社員は、第5条第2項の規定にかかわらず、この定款に記載したところによるものとし、同項の代議員とみなす。同条第3項に規定する代議員選挙のうち、初回については、平成27年3月に終了する事業年度に係る定時代議員会までに行うものとする。

- 2 第6条の規定にかかわらず、本会の設立時の会員は、平成25年3月31日において千葉県臨床心理士会の正会員、海外会員、準会員、通信会員として会員名簿に記載されているもののうち、入会しない旨の意思表示を平成25年4月30日までにしたものを除くものとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第49条 本会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。(※省略)

(設立時役員)

第50条 本会の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。(※省略)

(最初の事業年度)

第51条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成26年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第52条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令に従う。

## 附 則

この定款は、平成28年5月15日から施行する。

附 則 (平成29年5月21日定時代議員会決議)

- 1 この改正定款は、平成29年5月21日から施行する。

附 則 (平成30年10月21日臨時代議員会決議)

- 1 この改正定款は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月26日定時代議員会決議)

- 1 この改正定款は、令和元年5月26日から施行する。

附 則 (令和2年8月30日臨時代議員会決議)

- 1 この改正定款は、令和2年8月30日から施行する。

附 則 (令和6年5月26日定時代議員会決議)

- 1 この改正定款は、令和6年5月26日から施行する。